更生手続における書面による決議に付する決定

令和７年（ミ）第３号

大阪市中央区博労町四丁目２番15号
更生会社　中川企画建設株式会社
１　議決権の行使方法　書面投票
２　書面投票期間　令和８年４月14日から令和８年５月26日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　令和８年５月11日
令和８年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画変更

令和６年（ミ）第１号

東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー
更生会社　なぎさアセットマネジメント株式会社（旧商号　寛一商店株式会社）
管財人　南　賢一
１　決定年月日　令和８年４月１４日
２　主文　令和８年４月１３日付け変更計画案のとおり更生計画を変更する。
３　更生計画変更計画の要旨
原更生計画第３章第３節第１の２（２）エの後に次の事項を追加する。
「オ　追加弁済
前記エに定める最終免除後の管財人（更生手続終結後は清算人）による残余の換価対象資産の換価回収により、共益債権の支払を含めた更生手続及び清算手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除した後もなお余剰となる資金が生じることとなった場合には、当該余剰となる資金を弁済原資として前記ウの最終弁済に記載する方法に準じて各債権者に対する追加弁済額を算定し、追加弁済額確定後速やかに、当該追加弁済額の範囲で上記エの最終免除に係る効力を失わせた上で、追加の弁済を行う。」
東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における包括的禁止命令

令和８年（ミ）第３号

広島市東区上温品四丁目３３番３０－６０９号
開始前会社　株式会社ウェブ・エージェンシー
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
２　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
３　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
令和８年４月１４日
東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における監督命令

令和８年（ミ）第３号

広島市東区上温品四丁目３３番３０－６０９号
開始前会社　株式会社ウェブ・エージェンシー
主文　１　開始前会社について、監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員に次の者を選任する。
東京都千代田区平河町２丁目７番５号砂防会館本館３階　ＴＦ法律事務所　弁護士　小畑　英一
３　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（１０万円以下の価額を有する財産に係る取引及び常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　借財（手形割引を含む。）又は保証
⑹　訴えの提起若しくは保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て又はこれらの取下げ
⑺　和解又は仲裁合意
⑻　債務免除、無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑼　担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
⑽　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約又は当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
令和８年４月１４日
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

書面による決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続開始